

第1回 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会
令和3年大人事人第144号に関する部会

日 時 : 令和3年9月27日(月) 10:00～12:05

会 場 : 大阪市役所屋上階会議室

出席者 : 《委員》

藤木邦顕部会長、

岸本由起子委員、古川知子委員、山下晃一委員

(委員は五十音順)

《大阪市》

○人事室(事務局)

高井人事室次長、山口組織担当課長、辻本組織担当課長代理

議 題 : (1) 運営要綱の策定について

(2) 調査計画・調査手法の審議について

〈議事録〉

○ 事務局(山口)

- ・それでは只今から、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会令和3年大人事人第144号に関する部会第1回会議を開催いたします。
- ・本日、部会長に進行をお渡しするまでの間、司会進行をさせていただきます、人事室組織担当課長の山口でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- ・この第三者委員会は、資料3にあります本市の執行機関の附属機関に関する条例に基づき、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案につきまして、市長もしくは教育委員会からの諮問に基づき、事実関係の調査や、その結果に基づく是正及び再発防止のための意見具申を行っていただくことを目的に設置しているものでございます。
- ・本件のような重大事態への対処につきましては、お手元の資料8の大阪市いじめ対策基本方針の13ページに、いじめによる重大事態への対処として記載がございます。
- ・本部会につきましては、令和3年9月8日付で市長から第三者委員会へ諮問させていただいた事案の調査審議を行うために、同日付で第三者委員会の委員長により設置されたものでございます。
- ・本日は本部会の第1回の会議となりますが、まず、部会委員の皆様をご紹介させていただいた後、本部会の運営要綱の策定についてご議論いただきます。その後、本事案の調査審議計画や調査手法等について、ご議論いただく予定としております。
- ・尚、事案の調査審議を行うにあたりましては、当事者の個人情報等を取り扱うことになり

ますが、資料7の審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、本部会につきましても、個人情報等の非公開情報を取り扱う場合には会議を非公開とさせていただく必要があります。

- ・そのため、本日の会議におきましても、委員の皆様の判断に基づき、ある時点からは非公開とせざるを得ないと考えておりますので、本日傍聴にお越しの皆様にはおかれましては、途中でご退室いただくことを予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

- ・それでは、資料1の委員名簿に基づき、部会長をはじめ委員の皆様のお名前をご紹介します。

- ・まず、藤木邦頭部会長です。尚、本部会の部会長につきましては、資料4の児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則第6条第3項の規定に基づき、令和3年9月8日付で第三者委員会委員長により、藤木委員が部会長に指名されておりますので、この場でご報告申し上げます。

- ・続きまして、岸本由起子委員です。

- ・古川知子委員です。

- ・山下晃一委員です。

- ・ありがとうございました。続きまして、会議の開催にあたり、人事室次長の高井よりご挨拶を申し上げます。

○ 高井人事室次長

- ・皆さん、どうもおはようございます。只今ご紹介に預かりました、人事室次長の高井でございます。第三者委員会部会の第1回目の会議の開催にあたりまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。

- ・まず、委員の皆様方におかれましては、たいへんお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。また、経験豊富な皆様方に委員就任ご快諾をいただき、たいへん心強く思っております。重ねてお礼を申し上げます。

- ・それでは、まず本委員会の趣旨について申し上げたいと思います。趣旨につきましては、いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時に、その事実関係を調査分析することとなっております。

- ・いじめの問題につきましては、社会全体の大きな課題であって、ご存知のとおり、学校でのいじめの防止対策につきましては、法律においても、地方公共団体の責務とされておるところでございます。大阪市としてこの課題に真摯に向き合い、教育行政に対する市民の信頼を確保していかなければなりません。そのためにも、公正中立な第三者の立場であるこの委員会が果たす役割は、たいへん重要であると考えております。今回、事務局を務めます人事室職員につきましても、微力ではございますけれども、会議の円滑な進行ができ

ますよう、サポートに努めてまいりたいと存じております。また、委員の皆様方にはいじめ防止等のための対策が総合的且つ効果的に推進できるよう、専門的な見地からのご意見を賜りますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

- ・以上、甚だ簡単ではございますが、会議冒頭にあたりましての挨拶とさせていただきます。何卒よろしくお願い申し上げます。

○ 事務局（山口）

- ・それでは議事に移ってまいります。本部会の議事進行につきましては、第三者委員会規則第6条第4項により、部会長が行うとされております。それでは恐れ入りますが、議事の進行の前に藤木部会長から一言お願いいたします。

○ 藤木邦顕部会長

- ・おはようございます。本部会の部会長を拝命いたしました藤木でございます。
- ・本部会の取り扱う事案は、ご承知のとおり、不登校の事案であり、且つ当該の生徒さんがまだ当該校に在籍中であるというふうな非常に微妙なものがある事案でございますので、私たち部会委員、そして事務局の皆さんをはじめとして、法及び大阪市指針に基づくいじめの調査をしなければなりませんけれども、この事案、現在進行中であるということを十分配慮いたしまして、今後とも、私たちの調査自体が学校、当該生徒の登校に関する環境に悪い影響を与えないように、しかしながら、学校対応とかについて十分な調査と提言をしていくように努めていきたいと思っておりますので、部会委員の皆様、それから事務局の皆様の一層のご協力をお願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○ 事務局（山口）

- ・ありがとうございました。それでは、これからの議事進行は藤木部会長にお願いしたいと存じます。尚、人事室次長におきましては、所用により、ここで退室させていただきます。

○ 藤木邦顕部会長

- ・それでは、部会の議事に移りたいと思いますが、まず、部会長代理の指名をさせていただきますと思います。スケジュールの都合上などで私が不在の時に、部会長代理に会議の進行をお願いすることになると思います。
- ・先ほどご紹介のありました、本部会部会委員の中で山下晃一先生の方をお願いをしたいと思うのですが、皆様のご意見はいかがでしょうか。

（意義なし）

○ 藤木邦顕部会長

- ・山下先生、よろしくお願いいたします。
- ・それでは、まず運営要綱についての審議に入りたいと思います。議題1、運営要綱の策定でございますけれども、これまでに設置された部会の運営要綱を参考にして、事務局で案を作成されておられますので、その説明をお願いしたいと思います。

○ 事務局（辻本）

- ・人事室人事課組織担当課長代理の辻本と申します。
- ・本部会の運営要綱案について、ご説明いたします。資料の5をご覧ください。他の部会の運営要綱と同様の内容となっております。
- ・まず、第1条におきまして、本要綱の趣旨を定めております。
- ・次に、第2条におきまして、大阪市長からの諮問に基づき実施する調査審議の範囲を定めております。
- ・第3条におきまして、ウェブ会議の方法による会議の開催について定めております。
- ・第4条では、会議の招集に関する手続きについて定めております。
- ・第5条では、会議の原則公開を定めるとともに、非公開とする場合及びその場合に必要な手続きについて定めております。
- ・第6条では議事の進行について、第7条で関係者の出席、第8条で調査の実施、第9条で議事録の作成について定めております。
- ・第10条におきまして、部会は調査審議を終えた場合、その結果を報告書として取りまとめ、市長と教育委員会に提出するものとしております。
- ・第11条では、委員の守秘義務を規定しております。
- ・第12条では、委員が大阪市や調査事案の当事者との間に利害関係が生じた場合の報告義務について規定しております。
- ・第13条では、本要綱に定めること以外に部会の運営に関し、必要な事項が生じた場合について定めております。
- ・説明は以上でございます。

○ 藤木邦顕部会長

- ・ありがとうございました。只今の運営要綱案についての委員の皆様からのご質問等がありますでしょうか。
- ・3条のウェブ会議の方法ですけど、どうしますかね。ウェブ会議、1回1回ウェブでされますか、実際に参加されますかみたいなのをお問い合わせして、誰か参加者があれば設定するという、そういう感じになりますね。

○ 事務局（辻本）

・おっしゃるとおりです。

○ 藤木邦顕部会長

・そのようにご理解いただきまして、他、質問、ご意見等はいかがでしょうか。よろしいですか。

(質問なし)

○ 藤木邦顕部会長

・そうしましたら、特に異議がないようですので、事務局から示されております運営要綱を採択して、本部会の運営要綱といたします。
・それでは続いて、傍聴要領についての審議をいたしたいと思います。運営要綱の中にも部会の公開についての規定が、只今のご説明のようにありましたけれども、全部会共通の傍聴要領についても事務局の方よりご説明をお願いいたします。

○ 事務局（辻本）

・本委員会の傍聴要領について、ご説明いたします。資料の6をご覧ください。
・先ほど策定いただきました運営要綱第5条におきまして、本部会は個人情報を取り扱う場合を除き、原則公開することとしております。資料6の傍聴要領は、一定のルールのもとで市民の皆様が傍聴していただくというもので、第1項において傍聴にあたっての手続きを、第2項において傍聴者の遵守事項、第3項において会議の秩序維持といった一般的なものを規定しております。簡単ではございますが、傍聴要領の説明は以上でございます。

○ 藤木邦顕部会長

・ありがとうございました。この点については採択といいますか、全般的に定められているという傍聴要領があるという理解でいいんですね。

○ 事務局（辻本）

・そうですね。既に定められているものということのご説明でございます。

○ 藤木邦顕部会長

・委員の皆様、それでよろしいでしょうか。このような傍聴要領で取り扱いをしたいというふうに思っております。
・それでは、議題2の調査審議計画及び調査手法の検討について進み、調査対象事案の審議に入っていきたいというふうに思います。

- ・まずは、今後の調査審議計画についての議論ですが、本事案の内容を踏まえて検討することになりますので、先ほどの資料7の審議会の設置及び運営指針の2ページにあります第7の会議の公開、その算用数字1の(1)のア、個人に関する情報を含む事項を取り扱いするというに該当するものと考えます。よって、只今より本部会の会議を非公開の扱いにさせていただきたいと思いますが、委員の皆様のご意見よろしいでしょうか。

(意見なし)

- ・以降、非公開の扱いといたします。傍聴及び報道関係の皆様はここでご退室をお願いいたします。

(傍聴者・報道関係者退室)

○事務局より事案の概要説明

- ・人事室、教育委員会事務局の職員が、事案の経過や関係資料等について説明した。

○調査計画・調査手法について

- ・調査対象・スケジュール等について検討を行った。

○専門委員の選任について

- ・事務局より臨床心理士の推薦依頼を行っている旨説明した。

○次回会議について

- ・次回期日は10月25日(月)18時30分から20時30分までとし、調査計画・調査手法について引き続き審議することとした。
- ・個人情報等を取り扱うため、会議は非公開とすることとした。